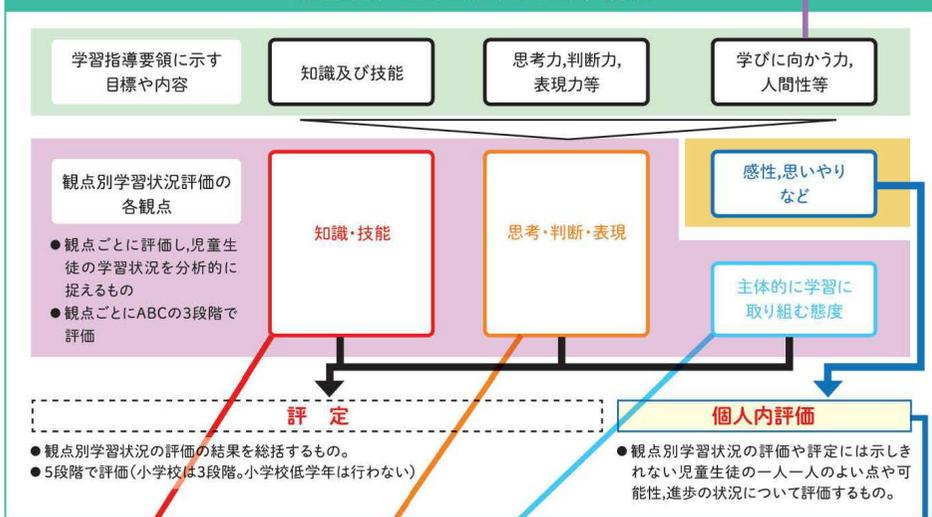


学習評価の基本構造

平成29年改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理されています。

「学びに向かう力、人間性等」には
 ①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができると、
 ②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があります。

各教科における評価の基本構造



各教科等における学習の過程を通した知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価します。

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価します。

個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要です。特に、「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要です。

詳しくは、平成31年1月21日文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」をご覧ください。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm



特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の評価について

特別の教科 道徳、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間、特別活動についても、学習指導要領で示したそれぞれの目標や特質に応じ、適切に評価します。なお、道徳科の評価は、入学選抜の可否判定に活用することのないようにする必要があります。

特別の教科 道徳(道徳科)

児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、観点別評価は妥当ではありません。授業において児童生徒に考えさせることを明確にして、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ります。

外国語活動(小学校のみ)

評価の観点については、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、右の表を参考に設定することとしています。この3つの観点到して児童の学習状況を見取ります。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ●外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。 ●日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。 ●外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。 	身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

総合的な学習の時間

評価の観点については、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、右の表を参考に定めることとしています。この3つの観点到して児童生徒の学習状況を見取ります。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

特別活動

特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、各学校が評価の観点を定めることとしています。その際、学習指導要領に示す特別活動の目標や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば以下のように、具体的に観点を示すことが考えられます。

特別活動の記録								
内容	観点	学年	1	2	3	4	5	6
学級活動	よりよい生活を築くための知識・技能 集団や社会の形成者としての思考・判断・表現 主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度	1	○		○	○	○	
児童会活動		2		○	○		○	
クラブ活動		3				○		
学校行事		4		○		○	○	

各学校で定めた観点を記入した上で、内容ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入します。
 ○印をつけた具体的な活動の状況等については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に簡潔に記述することで、評価の根拠を記録に残すことができます。

小学校児童指導要領(参考様式)様式2の記入例(5年生の例)

なお、特別活動は学級担任以外の教師が指導する活動が多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められます。

特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の評価について